

外国人会員会費減額申請の手引き

日本社会学会には、外国人会員の方に会費の減額を認める制度があります。

会費の減額は、「国・地域カテゴリー表」(2 ページ目を参照) でカテゴリーB または C に該当する方が対象になります。カテゴリーA の方は減額されませんのでご了承ください。

外国人会員会費減額申請書は、下記の要領にしたがって必要事項をもれなくご記入の上、学会業務取扱センター宛に郵送してください。

・減額の申請から会費納入までの流れ

- (1) 申請書を学会業務取扱センターへ送付 → (2) 審査 →
- (3) 学会業務取扱センターから可否を通知 → (4) 学会業務取扱センターから振込用紙の送付 →
- (5) 会費の納入

※会費の減額を申請する場合、減額の可否が通知され、振込用紙が送られてくるまで、会費の納入をしないようにしてください。

(I) 申請書の記入要領 (楷書ではっきり記入してください)

1. **減額を希望する年度** : 下線の空欄に、減額を希望する年度を、必ず記入してください。
2. **新規・継続** : 前年度に減額を受けていた方は「継続」を、受けていなかった方は「新規」を○で囲んでください。
3. **在籍する国または地域名** : 在籍する国または地域名を記入してください。
※中華人民共和国籍であっても香港の方は「香港」または「Hong Kong」と記入してください。
4. **国・地域カテゴリー** : 「国・地域カテゴリー表」を参照して、3 で記入した国または地域に該当するカテゴリーを○で囲んでください。
5. **申請年度 4 月 1 日現在の所属機関・部局および職・地位** : 減額を希望する年度の 4 月 1 日時点で所属する機関と部局、職・地位を記入し、該当するものを○で囲んでください。
※任期制の職員 (例: 助手や研究員) の場合も、非常勤でなく常勤になりますのでご注意ください。
※日本国内で常勤職についている場合、減額措置が適用されないのでご注意ください。
6. **所属機関所在地** : 5 で記入した所属機関の所在地を記入してください。
7. **住所 (連絡先)** : 現住所または承認可否の通知先として希望する連絡先を記入してください。

(II) 国・地域カテゴリー表

在籍する国または地域を表から探し、該当するカテゴリーを所定の欄に記入してください。

カテゴリーA

Andorra	Cyprus	Italy	Slovenia
Australia	Denmark	Kuwait	Spain
Austria	Finland	Liechtenstein	Sweden
Bahamas	France	Luxembourg	Switzerland
Bahrain	Germany	Netherlands	United Arab Emirates
Belgium	Greece	New Zealand	United Kingdom
Bermuda	Iceland	Norway	United States
Brunei	Ireland	Portugal	
Canada	Israel	Qatar	

カテゴリーB

Antigua-Barbuda	Estonia	Malaysia	Singapore
Argentina	Gabon	Malta	Slovak, Rep.
Barbados	Hong Kong	Mauritius	South Africa
Botswana	Hungary	Mexico	Taiwan
Brazil	Korea, Rep.	Oman	Trinidad and Tobago
Chile	Latvia	Panama	Uruguay
Costa Rica	Lebanon	Poland	Venezuela
Croatia	Libya	Puerto Rico	
Czech Republic	Lithuania	Saudi Arabia	

カテゴリーC

Afganistan	Egypt	Kyrgyzstan	Serbia & Montenegro
Albania	El Salvador	Lesotho	Sri Lanka
Algeria	Ethiopia	Liberia	Sudan
Angola	Fiji	Madagascar	Swadiland
Armenia	Gambia	Mongolia	Syrian Arab Rep.
Azerbaijan	Georgia	Morocco	Tajikistan
Bangladesh	Ghana	Mozambique	Tanzania
Belarus	Guatemala	Namibia	Thailand
Bolivia	Guinea	Nepal	Togo
Bosnia-Herzegovina	Guinea-Bissau	Nicaragua	Tunisia
Bulgaria	Guyana	Niger	Turkey
Burkina Faso	Haiti	Nigeria	Turkmenistan
Burundi	Honduras	Pakistan	Uganda
Cambodia	India	Paraguay	Ukraine
Cameroon	Indonesia	Peru	Uzbekistan
Central African Rep.	Irak	Philippines	Vietnam
Chad	Iran	Romania	West Bank & Gaza
China	Ivory Coast	Russian Fed.	Yemen
Colombia	Jamaica	Rwanda	Zambia
Congo, Dem. Rep.	Jordan	St. Tome & Principe	Zimbabwe
Cuba	Kazakhstan	Senegal	
Dominican Rep.	Kenya	Sierra Leone	
Ecuador	Korea, Dem. Peo. Rep.	Somalia	

*中華人民共和国籍であっても、香港はカテゴリーBになるので注意すること

(III) 減額後の会費

減額後に納入する会費は次の通りです。 ※カテゴリーAは減額されません。

国・地域カテゴリー	減額の割合	納入する会費（減額後の会費）	
B	0.6	正会員（一般）	5,800 円
	0.8	正会員（大学院生）	2,000 円
	0.8	準会員	2,000 円
C	0.9	正会員（一般）	1,450 円
	0.95	正会員（大学院生）	500 円
	0.95	準会員	500 円

参考：通常の会費	正会員（一般）	14,500 円
	正会員（大学院生）	10,000 円
	準会員	10,000 円

(IV) 申請書の郵送先・お問い合わせ先

- ・日本社会学会 学会業務取扱センター

〒170-0004 東京都豊島区北大塚3-21-10 アーバン大塚3F (株) ガリレオ内

TEL : 03-5907-3750 FAX : 03-5907-6364

E-mail: g009jss-mng@ml.gakkai.ne.jp